

福井しあわせ元気国体馬事衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会医事・衛生基本方針に基づき、馬術競技出場馬（以下「出場馬」という。）に対する馬事衛生に万全を期し、馬術競技の円滑な運営に寄与するため必要な事項を定める。

2 業務の実施主体

福井しあわせ元気国体・障害者スポーツ大会実行員会（以下「県実行委員会」という。）は会場に福井しあわせ元気国体馬事衛生本部（以下「馬事衛生本部」という。）を設置し、関係機関・団体等の協力を得て、馬事衛生業務を実施する。

3 業務内容

(1) 防疫

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、伝染病発生の予防措置を講じる。

ア 家畜防疫検査所の設置

出場馬の防疫に万全を期すため、平成30年9月28日（金）から10月5日（金）までの間、家畜防疫検査所を設置し家畜検査員（福井県獣医師職員が従事。以下「家畜検査員」という。）を配置して防疫業務にあたる。

イ 防疫検査

家畜検査員は、出場馬が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」および「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、防疫検査を実施する。

なお、基準を満たしていない馬は入厩させないものとする。

ウ 検査の基準

防疫検査の基準は以下のとおりとする。

(ア) 馬伝染性貧血

家畜保健衛生所長による検査成績（平成25年1月1日以降のものに限る。）が陰性であることの証明がされていること。

(イ) 馬インフルエンザ予防接種

- (a) 基礎接種として、初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2ヶ月以内に2回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2回目）から7ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていること。

[経過措置]

H20年3月31日以前に基礎接種を完了している馬について

- ・基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。
- ・2回の基礎接種の間隔は2週間以上2ヶ月以内であれば可とする。

(b) 競技場へ入厩する6ヶ月＋21日以内に補強接種または基礎接種(2回目)を受けていなければならない。

(c) 入厩する前1週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。

(ウ) 流行性脳炎(馬の日本脳炎)予防接種

平成30年5月1日以降に2週間から2ヶ月の間隔で2回接種していること。

エ 消毒および衛生害虫駆除

伝染病の発生を予防するため、厩舎・馬運車の消毒並びに衛生害虫の駆除を行う。

(ア) 厩舎・馬運車の消毒

厩舎の消毒は、出場馬の到着前5日以内および退厩後直ちに行い、馬運車の消毒は、馬運車が会場に到着した時に行う。

(イ) 衛生害虫等の駆除

厩舎および汚物堆積場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防および駆除に努める。

オ 厩舎地区への立入制限

厩舎地区への立入りは定められた出入口からのみとし、立ち入る者はあらかじめ県実行委員会が配布した入厩許可証を身に付けるものとする。

カ 家畜伝染病発生時の対応

救護獣医師(出場馬の傷病の発生に対し、応急処置および緊急の治療にあたる獣医師(次に掲げる外来獣医師を除く。))、外来獣医師(必要に応じて参加都道府県が帯同する獣医師。)、および監督またはホースマネージャー(出場馬の管理に係る参加都道府県の責任者。)は、出場馬に伝染病を疑う事例が発生した時は、直ちに馬事衛生本部に通報する。

馬事衛生本部長は、家畜伝染病予防法に基づき静岡県知事に速やかに届け出るとともに、静岡県家畜防疫員の指示に従い、まん延防止のために必要な措置をとるものとする。

(2) 健康検査

ア 入退厩時の健康検査

出場馬が入厩する前および退厩する前に健康状態を確認する。

(ア) 健康検査は、家畜検査員が行う。

(イ) 検査場所は、会場内の馬降所等とする。

(ウ) 検査は、視診、聴診、打診および触診等による一般検査とする、ただし、検査員が必要と認めるときは、血液、尿等の特殊検査を実施する。

(エ) (ウ)による検査の結果、異常が認められる場合は、馬診療所において応急手当等の必要な処置を行う。ただし、家畜伝染病等が疑われる場合は、3の(1)のカに規定する対応をとるものとする。

イ 入厩期間中の健康観察

ホースマネージャーは、入厩期間中毎日、出場馬の健康観察および体温測定を行い、異常が認められる場合は、ただちに3の(3)のアに規定する馬診療所又は外来獣医師に連絡し、必要な処置を受けること、また、当該馬に家畜伝染病等が疑われる場合は、3の(1)のカに規定する対応をとるものとする。

(3) 診療

ア 馬診療所の設置

出場馬の傷病発生等に対処するため、平成30年9月28日(金)から10月5日(金)までの間、会場内に馬診療所を設置し、救護獣医師を配置して、昼間及び夜間対応する。

イ 診療費用

診療に要した費用は、参加都道府県の負担とし、馬診療所において支払うものとする。

ウ 移送を必要とする場合

(ア) 救護獣医師は、必要に応じて出場馬を移送するなど、適切な措置を講じるものとする。

(イ) (ア)に要した費用は参加都道府県の負担とする。

(4) 装蹄

ア 装蹄所の設置

出場馬の落鉄等に対処するため、平成30年9月28日(金)から10月5日(金)までの間、会場内に装蹄所を設置し、装蹄師を配置して夜間を除き対応する。

イ 装蹄費用

装蹄に要した費用は、参加都道府県の負担とし、装蹄所において支払うものとする。

(5) 入・退厩

ア 出場馬の輸送

出場馬の輸送は、馬運車を使用することとし、参加都道府県の責任で行う。

イ 輸送費用

出場馬の輸送に要する費用は、参加都道府県の負担とする。

ウ 入・退厩の手続き

参加都道府県の出場馬の輸送に係る責任者(以下「馬輸送責任者」という。)

は、「入・退厩（変更）申込書」（様式1）および「予防注射確認票」（様式2）を、馬運車ごとに別葉にして、郵送により県実行委員会に提出することとする。

提出期限は、馬術競技会参加申込書提出日と同一日とする。

なお、入厩後に退厩日時を変更する場合は、馬事衛生本部に退厩の2日前までに申し出ること。

エ 到着予定日時等の連絡

馬輸送責任者は、出場馬の出発に際し、出発日時、入厩予定日時、輸送棟数、馬運車車両番号等を電話またはファクシミリにより、馬事衛生本部に連絡する。

連絡後に変更が生じた場合も同様とする。

オ 入・退厩の日時

出場馬の入厩については、平成30年9月28日（金）から9月30日（日）とし、各日とも原則として午前8時から午後5時まで（9月30日（日）は正午まで）とする。

出場馬の退厩については、平成30年10月1日（月）から10月5日（金）とし、各日も原則として午前8時から午後5時までとする。

(6) 飼料

出場馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参するものとする。また、持参できない場合等は、事前に購入業者の斡旋を行う。

(7) 敷料

敷料は、オガ粉等とし、出場馬の入厩前に各馬房に配布し、不足が生じた場合は適宜支給する。

(8) 厩舎等の衛生管理

ア 厩舎等の衛生管理

厩舎等の施設を常に清潔に保つよう、衛生上必要な措置を講じる。

イ ホースマネージャーの責務

ホースマネージャーは厩舎内外を常に清潔にし、衛生害虫の発生防止に努める。

ウ 汚物等の処理

汚物等は適正に処理するとともに、汚物堆積場を衛生的に管理する。

4 厩舎の使用期間

出場馬の厩舎使用期間は、原則として平成30年9月28日（金）午前8時から10月5日（金）午後5時までとする。

5 実績等の報告

馬事衛生業務の実績等について、それぞれの担当者は、様式3～8により、馬事衛

生本部長に報告する。

6 外来獣医師並びに外来装蹄師による診療・装蹄活動

外来獣医師並びに外来装蹄師（第3項「業務内容」第4号アに規定する装蹄師を除く装蹄師）が平成30年9月28日（金）から10月5日（金）の期間において診療・装蹄活動をする場合には診療・装蹄前に「外来獣医師診療届」（様式9）、「外来装蹄師装蹄届」（様式11）を、診療・装蹄後に「外来獣医師診療報告書」（様式10）、「外来装蹄師装蹄報告書」（様式12）を馬事衛生本部長を経由して獣医師団長に提出する。

7 その他

参加都道府県の監督および馬輸送責任者は、出場馬の出発に際し、出場馬の健康状態および装蹄に十分配慮し、良好な状態で参加させるよう努めるとともに、入厩期間中の出場馬の飼養管理、飼料、馬具等の保管等について、責任を持って行う。

なお、家畜伝染病予防法の改正があった場合は、改正に伴い必要に応じて条件等を見直す。

また、この要項に定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項については、県実行委員会および馬事衛生本部が、関係機関・団体と協議のうえ定める。